様式第４号

令 01 原機（広）004
令和元年 5 月 13 日

開示決定等の期限の延長について（通知）

添田　孝史　殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長　児玉　敏雄

平成３１年４月２２日に請求のありました法人文書の開示について、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第１０条第２項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

１．開示請求のあった法人文書の名称
日本原子力研究開発機構が作成した、あるいは保持している津波想定や対策に関する文書。2002年以降のもの。30原機（広）015で開示した文書を除く。

２．延長後の期間
令和元年５月２２日から令和元年６月２１日（３０日延長）

３．延長の理由
不開示部分の検討等に時間を要するため、開示決定等の期限を延長する。

以上

担当課等　広報部情報公開課　TEL：029-282-0749　市倉

資料請求受付番号：31 本部 002